

## 茂原市市民バス広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、茂原市広告掲載要綱（平成25年茂原市告示89号。以下「広告要綱」という。）及び茂原市広告掲載基準（平成25年8月1日施行。以下「広告基準」という。）に基づき、茂原市市民バス（以下「市民バス」という。）の車両及び車内に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告を掲載する車両等)

第2条 広告を掲載する市民バスの車両、運行路線、台数は、別表1のとおりとする。

### (広告掲載期間)

第3条 広告掲載期間は1月を単位とし、連続する掲載期間は12月以内を限度とし、年度を超えることはできないものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の期間中において、次の期間は掲載除外日とする。

- (1) 年末年始の運休日
- (2) 荒天等により運休した日
- (3) 車両の修理、点検等のため代車で運行した日

### (広告掲載の位置、方法、規格及び広告掲載料)

第4条 広告掲載の位置、方法、規格及び広告掲載料（以下「掲載料」という。）は別表2のとおりとする。

- 2 前項の車両に貼り付けるシートを製作する事業者は、市民バスの所有者が指定するものとする。
- 3 掲載料の計算は、月を単位とする。
- 4 掲載料の計算に当たっては、掲載開始日の属する月から掲載終了日の属する月までの月数に、1月当たりの広告掲載料（以下「月額掲載料」という。）を乗じて算出するものとする。

### (広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報もばら、市ウェブサイト等で周知の上、行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告主がない枠、又は空きが生じた枠は隨時申込みを受け付けるものとする。
- 3 市長は、募集を行うに当たって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、茂原市市民バス広告掲載

申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）業務内容を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）

（2）掲載しようとする広告案

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の申込みを受けたときは、広告要綱及び広告基準に基づき、広告掲載

の可否を決定するものとする。

2 市長は、同一の掲載箇所に複数の申込がある場合は、抽選により広告掲載者を決定するものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定した時は、茂原市市民バス広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(掲載料の納入)

第8条 広告の掲載を許可された者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日まで

に掲載料を納入しなければならない。

(広告原稿の提出)

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに広告原稿を提出し、市長の確認を受けなけれ

ばならない。

(広告内容等の変更)

第10条 市長は、掲載する広告の内容及びデザイン等が広告要綱及び広告基準に違反して

いるとき、又はそのおそれがあると判断した時は、広告掲載の決定の前後にかかわりなく、

広告主に対してその内容及びデザイン等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主へ催告その他何らかの

手続きを要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

（1）指定する期日までに掲載料の納入がないとき。

（2）指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

（3）前条の規定による広告の内容及びデザイン等の変更を広告主が行わないとき。

（4）前3号のほか市民バスへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(広告掲載の中止)

第12条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を中止するときは、茂原市市民バス広告掲載中止申出書（様式第3号）により、中止を希望する日の1月前までに市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(広告主の希望による広告の内容及びデザイン等の変更)

第13条 広告主は、許可された掲載期間の途中において、広告の内容及びデザイン等の変更を申出することができる。

2 広告の内容及びデザイン等の変更を希望する広告主は、茂原市市民バス広告掲載内容変更申出書（様式第4号）に変更後の広告案を添えて、変更を希望する日の1月前までに市長に申し出なければならない。

3 市長は、変更後の広告案の内容及びデザイン等について、第7条第1項の規定による審査の結果に基づき掲載の可否を決定し、その結果について、広告主に茂原市市民バス広告掲載内容変更可否決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(広告主の責任)

第14条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容及びデザイン等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容及びデザイン等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(掲載料の減免)

第15条 国、地方公共団体又は公共的団体が掲載する場合及び市長が特に必要があると認めるときは、掲載料を減免することができる。

(掲載料の返還)

第16条 掲載料は、返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、返還することができる。

2 前項の規定により返還する掲載料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 掲載期間開始前 既納の額の全額

(2) 掲載期間開始後 既納の額のうち、掲載できなくなった日の属する月の翌月から掲載終了日の属する月までの月の数に、月額掲載料を乗じて得た額

- 3 掲載料の還付を受けようとする者は、茂原市市民バス広告掲載料還付請求書（様式第6号）により市長に請求しなければならない。
- 4 還付する掲載料には、利子を付さない。

（費用負担等）

第17条 広告物の作成並びに広告物の取付及び貼付作業に係る費用は、広告主の負担とする。

- 2 広告掲載期間が終了したとき又は掲載を取り消したときの広告物の撤去費用、処分費用及び原状に復する費用は、広告主が負担しなければならない。
- 3 広告主は、広告物の撤去作業及び広告物の素材等に起因して、車両の外装等に塗装の剥離及び傷等が生じたときは、原状に復さなければならない。
- 4 広告掲載期間中にバス事業者の責めにおいて広告物の破損等が生じたときは、バス事業者が原状に復さなければならない。ただし、天災その他不可抗力による場合は、この限りではない。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 広告掲載に係る広告主の募集等に関する手続きその他必要な準備行為は、この要領の決定の日から行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 広告掲載に係る広告主の募集等に関する手続きその他必要な準備行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

別表1 広告を掲載する市民バスの車両、運行路線、台数等

ナンバー	車両	運行路線	台数
①	日野ポンチョ	南部（鶴枝）・（五郷）	1台
②	日野ポンチョ	東部・北部（豊岡）	1台

※車両及び台数については、予算の状況により変更となる場合があります。

別表2 広告掲載の位置、方法、規格及び掲載料

日野ポンチョ

掲載位置	掲載方法	規格	枠数	1枠当たり 月額掲載料
車両右側面	特殊フィルム 貼り付け	縦1,000mm×横3,450mm	1	10,000円
車両左側面	特殊フィルム 貼り付け	縦960mm×横1,390mm	1	5,000円
車両後部	特殊フィルム 貼り付け	縦1,020mm×横1,570mm	1	5,000円
側面ガラス	ワンウェイシート 貼り付け	縦740mm×横1,000mm	2	5,000円
車内広告枠	紙類を掲示	B3版 縦364mm×横515mm	4	1,000円

※側面ガラスは、車内側からの貼付けとする。